◆「療育が必要かな？」と思ったら

1　こんな様子はありませんか？



ことばの発達がゆっくり　／　園や学校から相談を勧められた
落ち着きがなく、活動に参加しにくい　／
集団生活で困りごとがある　／　こだわりや感覚の過敏さ
など…

2　相談してみましょう

保健センター、教育支援センター、児童発達支援センター、相談支援事業所　等

療育は支援の選択肢のひとつです

大切なのは「療育を利用すること」そのものではなく、お子さんが安心して生活し、成長できる環境を家庭・園・関係機関等で一緒に考えることです。すぐに利用を決めるのではなく、必要な支援を考えましょう。

3　療育の事業所を見学してみましょう

支援を考えるなかで、療育が必要だと感じたら、実際に療育を見学してみましょう。

★療育の事業所は、障がい福祉課、相談支援事業所、保健センター等で案内を受けることができます。
★相談支援事業所では、事業所を紹介したり、見学に同行して事業所がその子に合うかどうかを一緒に考えたりすることができます。

【見学のポイント】　★お子さんも一緒に見学に行きましょう★
・事業所の雰囲気　・支援内容や活動の様子
・職員との相談のしやすさ　・通いやすさ（場所・時間など）

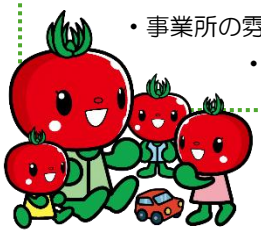

◆療育（障害児通所支援）の利用開始までの流れ

見学を済ませ、使いたい療育の事業所が決まったら、「通所受給者証」の申請をします。

1 事業所を見学 ▶ 2 障がい福祉課に申請 ▶ 3 受給者証が届く ▶ 4 契約・利用開始

申請書類　申請書、障害児支援計画案、
療育が必要であることがわかるもの
（意見書、診断書、障害者手帳等）



◆障害児支援計画とは

障害児通所支援を利用するときに、お子さんに必要な支援の内容や目標、利用したいサービスをまとめた計画です。相談支援事業所の相談支援専門員が作成する（計画相談）場合と保護者が作成する場合（セルフプラン）があります。

計画相談	セルフプラン
発達の課題や療育の利用について、相談支援専門員に一緒に整理してもらうことができる。 療育利用開始後は定期的にモニタリングで現状のサービスの適正について評価してもらうことができる。 ※公費負担のため自己負担なし	家庭の希望を計画に反映させやすい。 情報がなかなか得られない・書類作成や見直しを保護者自身で行わなければならないというデメリットがある。 ※市町村によって、セルフプランを選べる場合と、計画相談の利用が必要な場合がある。



◆Q&A

障害児通所支援とは？	福祉サービスとして受けることのできる療育のこと。主な種類には児童発達支援（未就学児）と放課後等デイサービス（就学児）がある。
通所受給者証とは？	障害児通所支援（療育）を利用するための証明書。支給決定の期間や利用日数、利用者負担額、相談支援事業所が記載されている。
障害児通所支援を使う時の費用は？	自己負担は１割負担で、所得によって１月当たりの上限額が決められる（０円、4,600 円、37,200 円）。就学前の３年間は保育無償化のため自己負担は０円。
療育手帳があれば療育が受けられる？	療育手帳は知的発達に遅れがある場合に発行される障害者手帳のこと。療育（障害児通所支援）を利用する場合には通所受給者証の申請が必要。
計画相談支援専門員とは？	福祉サービスの利用の際に、サービスや支援内容を一緒に考え、調整する専門職。サービスの利用開始後はモニタリング等を通して継続的に支援を行う。
モニタリングでしてもらえることは？	利用後のお子さんの様子や家庭の困りごとの確認、必要に応じて支援内容や利用の仕方の見直しなど。



◆連絡先



生活支援相談センターしゃろーむ	048-598-7099
鴻巣市立つつみ学園（鴻巣市保育課）	048-541-1464
北本市立児童発達支援センター	048-592-8876

「療育が必要かな？」と思ったら

発達がゆっくりしているお子さんや、
生活の中でサポートが必要なお子さんも、
地域の中で当たり前に生活を送ることができるように。
そのためには、療育につなぐことだけでなく、
家庭や園、地域の支援者が一緒に
「その子に合った支援」を考えることが大切です。

令和８年度
鴻巣北本地域自立支援協議会
こども部会（未就学児グループ）

